平成25年4月1日更新

技術・社会貢献評価項目に関する要件

兵庫県の「建設工事入札参加資格者に係る資格格付要領」別表（第４条関係）【社会貢献評価数値】項目９「社会貢献活動等」の要件を次のとおりとする。

(1) 県との災害応急対策業務に関する協定締結

① 技術・社会貢献評価の対象とする「県との災害応急対策業務に関する協定締結」は、次のいずれかに該当するものとする。

ア 災害時における応急対策業務に関する協定締結等

次のいずれかに該当し、地震、風水害その他の災害の発生時に兵庫県から支援を要請できることになっているときとする。

(ｱ) 災害時における応急対策業務に関する協定締結

(ｲ) 災害対策等緊急連絡網への登録

(ｳ) 被災建築物応急危険度判定士の在籍

イ 緊急小規模工事請負契約締結

ウ 道路除雪及び路面凍結防止業務の委託契約締結

② さらに、①に該当するもののうち建設機械を保有する者には、格付けに使用する経営事項審査結果の建設機械の保有状況欄に記載された保有台数に応じて加点を行う。

（参考）格付けに使用する経営事項審査結果とは
- 基準受付及び追加受付は、入札参加資格審査申請時に提出した有効な直近の経営事項審査結果
- 中間年における入札参加資格者名簿の更新時（７月１日）には、更新年度の前年度の３月31日現在で有効な直近の経営事項審査結果

(2) 県からの協定等に基づく要請による出動

技術・社会貢献評価の対象とする「県からの協定等に基づく要請による出動」は、災害発生時に、(1)の協定等に基づき県からの要請を受けて出動したものとする。

(3) 地域づくりのために資する重要な活動

技術・社会貢献評価の対象とする「地域づくりのために資する重要な活動」は、「県が関係する地域づくり活動」への主体的な参加又はその推進に係る県との協働とし、入札参加資格者名簿の更新時に、評価の対象とすべきものとして県民局から契約管理課に報告があったものとする。

なお、「県が関係する地域づくり活動」は、県の活動、県との協定に基づく関係団体の活動及び県が関係団体に委託した活動とする。

(4) 県が管理する道路河川等の公共施設への愛護活動

技術・社会貢献評価の対象とする「公共施設への愛護活動」は、入札参加資格者が県民局に対し事前に「活動計画書」を提出した上で、活動後１週間以内に「活動報告書」で結果を報告したもので、年間の延べ活動時間（「活動時間×活動人数」の年間合計）が 60 時間以上あったことが確認でき、入札参加資格者名簿の更新時に、評価の対象とすべきものとして県民局から契約管理課に報告があったものとする。

なお、「公共施設への愛護活動」は、県が管理する道路河川等の公共施設において清掃・美化、除草、草刈り、植樹（低木）管理、植栽等の快適な生活環境を創出する活動とする。

(5) 県の関係事業に対する支援

技術・社会貢献評価の対象とする「県の関係事業に対する支援」は、10万円以上のもの（土地・建物、物資の提供等で金銭換算できるものを含み、無償貸与は除く。）で、「県」又は「県の関係事業」に対するものとする。

なお、「県の関係事業」は、①県が実施する事業、②県との協定に基づいて関係団体が実施する事業及び③県が関係団体に委託した事業とする。

（参考）技術・社会貢献評価の対象とする「県の関係事業」

① 県が実施する事業
ふるさとひょうご寄附金
（連絡先：企画県民部企画財政局総務課）

② 県との協定に基づいて関係団体が実施する事業
・ひょうごボランタリー基金への寄附
（連絡先：社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会（ひょうごボランタリープラザ））
・県要請研究への寄附
（連絡先：公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構）

③ 県が関係団体に委託した事業
ひょうご子ども・若者応援団への募金等
（連絡先：公益財団法人兵庫県青少年本部）

(6) 就業体験事業等への協力

技術・社会貢献評価の対象とする「就業体験事業等への協力」は、次のいずれかに該当するものとする。

ア　学校教育法（昭和22年法律第26号）第6章に定める県内の工業高等学校（工業系の学科のある高等学校を含む。）、同法第10章に定める県内の工業高等専門学校で実施された高校生就業体験事業での生徒受入れ

イ　学校教育法（昭和22年法律第26号）第11章に定める県内の専修学校、同法第12章に定める県内各種学校の、建設業及び建設関連のコースで実施されたインターンシップ（開設時間48時間以上）での生徒受入れ

ウ　職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づいて設置された県立職業能力開発施設で実施された公共職業訓練インターンシップ事業での訓練生受入れ

(7) 地域安全まちづくり活動

技術・社会貢献評価の対象とする「地域安全まちづくり活動」は、「ひょうご地域安全まちづくり推進協議会」（連絡先：企画県民部県民文化局地域安全課）の会員団体が実施する地域安全まちづくり活動での安全で快適な暮らしを実現するための活動への取組とする。

(8) 保護観察対象者等の雇用

技術・社会貢献評価の対象とする「保護観察対象者等の雇用」は、次のいずれかに該当するものとする。

ア　保護観察対象者等を３ヶ月以上雇用し、神戸保護観察所がその実績を証明した「保護観察対象者等雇用に関する証明書」を県に提出した場合

イ　工事請負契約において、元請業者として 30 万円以上の下請負契約(県発注工事に限定せず。）を、保護観察対象者等を３ヶ月以上雇用した者と締結し、その実績を証明した関係書類を県に提出した場合

・神戸保護観察所がその実績を証明した「保護観察対象者等雇用に関する証明書」
・施工体系図
・誓約書

注1)　上記ア及びイに関し、３ヶ月以上の雇用とは、入札参加資格審査申請又は入札参加資格審査申請の中間年における入札参加資格者名簿更新の申請をする年の前年に行ったものとする。

注2)　上記アの要件に該当した場合の加点の反映期間は、要件に該当した時点により、次のとおりとする。

要件に該当した時点	加点の反映期間
平成25年3月31日以前	要件に該当した年度の翌年度の7月1日から２年間
平成25年4月 1日以降	要件に該当した年の翌年の7月1日から２年間

（参考）保護観察対象者等
更生保護法（平成 19 年法律第 88 号）第 48 条に定める保護観察対象者及び同法第 85 条に定める更生緊急保護の対象者とする。

(9)　建設業暴力追放活動

技術・社会貢献評価の対象とする「建設業暴力追放活動」は、次のいずれかに参加した上で実施される暴力団による不当な影響排除の取組とする。

ア　不当要求防止責任者講習会（公益財団法人暴力団追放兵庫県民センター実施）

イ　暴力団追放研修会（兵庫県建設業暴力追放協議会実施。同協議会の賛助会員団体が実施する同等の内容を有するものを含む。）

注)　上記ア又はイの要件に該当した場合の加点の反映期間は、要件に該当した時点により、次のとおりとする。

要件に該当した時点	加点の反映期間
平成25年3月31日以前	要件に該当した年度の翌年度の7月1日から２年間
平成25年4月 1日以降	要件に該当した年の翌年の7月1日から２年間